

割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針の改正案 新旧対照条文  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
改正経緯	改正経緯
平成24年10月17日 制定・施行	平成24年10月17日 制定・施行
平成25年3月29日 改正 同年4月1日 施行	平成25年3月29日 改正 同年4月1日 施行
平成26年6月4日 改正・施行	平成26年6月4日 改正・施行
平成28年7月11日 改正・施行	平成28年7月1日 改正・施行
<u>平成28年9月30日 改正 同年10月1日 施行</u>	(新規)
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 信用購入あっせん業者に対する監督	第2章 信用購入あっせん業者に対する監督
II-1 (略)	II-1 (略)
II-2 監督に係る考え方と評価項目	II-2 監督に係る考え方と評価項目
II-2-1 (略)	II-2-1 (略)
II-2-2 業務の適切性	II-2-2 業務の適切性
II-2-2-1～3 (略)	II-2-2-1～3 (略)
II-2-2-4 その他	II-2-2-4 その他
II-2-2-4-1 (略)	II-2-2-4-1 (略)
II-2-2-4-2 債権管理	II-2-2-4-2 債権管理
1. 契約の解除の制限等	1. 契約の解除の制限等
(略)	(略)
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) <u>消費者保護の観点から、購入者等による支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合及び期限の利益喪失の場合を除く。）の遅延損害金については、法第30条の3第2項及び法第35条の3の18第2項に規定する額に比べ、消費者契約法（平成12年5月12日法律第61号）第9条第2号に定める額が低い場合には、当該額を上限として請求することが望ましい。</u> (◇)	(3) <u>購入者等による支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合及び期限の利益喪失の場合を除く。）においては、履行遅滞となっている賦払金の額に利息制限法に定める範囲内の利率を乗じた額と、分割支払金合計の残額に法定利率を乗じた額のうち、いずれか低い額を遅延損害金として請求することが、消費者保護の観点から望ましい。</u> (◇)
(4) (略)	(4) (略)
II-2-2-4-3 犯収法に係る事項【包括信用購入あっせん業者対象項目】	II-2-2-4-3 犯収法に係る事項【包括信用購入あっせん業者対象項目】
クレジット事業者が組織犯罪、資金洗浄（マネーロンダリング）及びテロリズムへの資金供	クレジット事業者が組織犯罪、資金洗浄（マネーロンダリング）及びテロリズムへの資金供

与にクレジット取引を悪用され、犯罪収益の移転を助長すること等を防ぎ、クレジット取引に対する信頼を確保するためにも、犯収法に基づく取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出（犯収法第11条に基づく取引時確認等の措置をいう。以下「取引時確認等の措置」という。）に関する内部管理体制を整備することは重要な意義を有している。

このため、包括信用購入あっせん業者は、取引時確認等の措置について以下の点に留意しなければならない。

(1) 取引時確認等の措置を的確に行うため、取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講じるとともに、犯収法第11条各号に掲げる措置を講じていること。

(2) (略)

(3) 疑わしい取引の届出については、「クレジットカード事業者における疑わしい取引の参考事例」（平成25年4月1日経済産業省商取引監督課）を参考としていること。

(削る)

II-2-2-4-4 (略)

II-3 (略)

### 第3章 信用購入あっせん業者に対する検査

III-1・2 (略)

III-3 検査に係る基本事項

III-3-1・2 (略)

III-3-3 検査実施手続

III-3-3-1・2 (略)

III-3-3-3 立入検査終了後

主管局担当課は、立入検査において確認した事項について検討し、行政処分を発動する必要性が認められると考える場合は、商取引監督課と調整するものとする。

III-3-3-4~6 (略)

与に悪用され、犯罪収益の移転を助長すること等を防ぎ、クレジット取引に対する信頼を確保するためにも、犯収法に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出に関する内部管理体制を整備することは重要な意義を有している。

このため、包括信用購入あっせん業者は、取引時確認及び疑わしい取引の届出について以下の点に留意しなければならない。

(1) 社内規則等において、取引時確認及び疑わしい取引の届出を実施するための体制や手続が明確に定められ、役職員に周知徹底を図っていること。

(2) (略)

(3) 疑わしい取引の届出については、「クレジットカード事業者における疑わしい取引の参考事例」（平成25年4月1日経済産業省商取引監督課）に基づいて対応していること。

(4) 取引時確認や疑わしい取引の届出においては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について（クレジットカード事業者）」（平成24年11月経済産業省商取引監督課）を参考にすること。

II-2-2-4-4 (略)

II-3 (略)

### 第3章 信用購入あっせん業者に対する検査

III-1・2 (略)

III-3 検査に係る基本事項

III-3-1・2 (略)

III-3-3 検査実施手続

III-3-3-1・2 (略)

III-3-3-3 立入検査終了後

主管局担当課は、立入検査事実確認書において確認した事項について検討し、行政処分を発動する必要性が認められると考える場合は、商取引監督課と調整するものとする。

III-3-3-4~6 (略)

Ⅲ－４ 包括信用購入あっせん業者の検査に当たつての検査項目（略）

Ⅲ－４－１（略）

Ⅲ－４－２ 業務の適切性

Ⅲ－４－２－１ 過剰与信防止

Ⅲ－４－２－１－１ 与信審査等

１．２．（略）

３．包括支払可能見込額調査の実施状況

（１）包括支払可能見込額調査を行うための必要事項（申込者の属性、住居・勤務先・収入・債務・世帯状況に関する項目）を申込書等において調査しているか。なお、申込者から収入の申告を受けることができない場合には、当該申込者から申告を受けた年齢、勤務先等の情報による収入推計も可能であるが、その場合は、収入の推計方法が公的な統計等客観的な資料に基づいたものとなっているかについても確認する。（割販法第３０条の２第１項）

（２）～（１１）（略）

４．（略）

Ⅲ－４－２－２・３（略）

Ⅲ－４－２－４ その他

Ⅲ－４－２－４－１（略）

Ⅲ－４－２－４－２ 債権管理

（１）～（４）（略）

（５）購入者等による支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合及び期限の利益喪失の場合を除く。）の遅延損害金について、割販法第３０条の３第２項に規定する額に比べ、消費者契約法第９条第２号に定める額が低い場合には、当該額を上限として請求しているか。（本基本方針Ⅱ－２－２－４－２の１．（３））

（６）（略）

Ⅲ－４－２－４－３ 犯収法に係る事項

１．取引時確認及び取引時確認記録の作成等

（１）（略）

（２）本人特定事項の確認は適正な方法で行っているか。（犯収法省令第６条）

（３）本人確認書類は適正か。（犯収法省令第７条）

Ⅲ－４ 包括信用購入あっせん業者の検査に当たつての検査項目（略）

Ⅲ－４－１（略）

Ⅲ－４－２ 業務の適切性

Ⅲ－４－２－１ 過剰与信防止

Ⅲ－４－２－１－１ 与信審査等

１．２．（略）

３．包括支払可能見込額調査の実施状況

（１）包括支払可能見込額調査を行うための必要事項（申込者の属性、住居・勤務先・収入・債務・世帯状況に関する項目）を申込書等において調査しているか。なお、申込者から収入の申告を受けることができない場合には、未記入による収入推計も可能であるが、その場合は、収入の推計方法が公的な統計等客観的な資料に基づいたものとなっているかについても確認する。（割販法第３０条の２第１項）

（２）～（１１）（略）

４．（略）

Ⅲ－４－２－２・３（略）

Ⅲ－４－２－４ その他

Ⅲ－４－２－４－１（略）

Ⅲ－４－２－４－２ 債権管理

（１）～（４）（略）

（５）購入者等による支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合及び期限の利益喪失の場合を除く。）において、履行遅滞となっている賦払金の額に利息制限法に定める範囲内の利率を乗じた額と分割支払金合計の残額に法定利率を乗じた額のうち、いずれか低い額を遅延損害金として請求しているか。（本基本方針Ⅱ－２－２－４－２の１．（３））

（６）（略）

Ⅲ－４－２－４－３ 犯収法に係る事項

１．取引時確認及び取引時確認記録の作成等

（１）（略）

（２）本人特定事項の確認は適正な方法で行っているか。（犯収法省令第５条）

（３）本人確認書類は適正か。（犯収法省令第６条）

- (4) 取引を行う目的の確認方法は適正か。(犯収法省令第9条)
  - (5) 職業及び事業の内容の確認方法は適正か。(犯収法省令第10条)
  - (6) 実質的支配者の確認方法は適正か。(犯収法省令第11条)
  - (7) 確認記録の作成方法は適正か。(犯収法省令第19条)
  - (8) 確認記録の記録事項は適正か。(犯収法省令第20条)
  - (9)・(10) (略)
- (削る)

## 2. 疑わしい取引の届出

- (1) 疑わしい取引の判断は適正な方法により行われているか。(犯収法第8条)
- (削る)

(2) (略)

- (3) 疑わしい取引の届出を行うため、「クレジットカード事業者における疑わしい取引の参考事例」(平成25年4月1日経済産業省商取引監督課)を参考としているか。(犯収法第8条)

## 3. 取引時確認等を的確に行うための措置

- 取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講じるとともに、犯収法第11条各号に掲げる措置を講じているか。(犯収法第11条)

### Ⅲ-5 個別信用購入あっせん業者の検査に当たつての検査項目

Ⅲ-5-1 (略)

Ⅲ-5-2 業務の適切性

Ⅲ-5-2-1 過剰与信防止

Ⅲ-5-2-1-1 与信審査等

1.・2. (略)

3. 個別支払可能見込額調査の実施状況

- (1) 個別支払可能見込額調査を行うための必要事項(申込者の属性、住居・勤務先・

- (4) 取引を行う目的の確認方法は適正か。(犯収法省令第8条)
  - (5) 職業及び事業の内容の確認方法は適正か。(犯収法省令第9条)
  - (6) 実質的支配者の確認方法は適正か。(犯収法省令第10条)
  - (7) 確認記録の作成方法は適正か。(犯収法省令第16条)
  - (8) 確認記録の記録事項は適正か。(犯収法省令第17条)
  - (9)・(10) (略)
- (11) 取引時確認等を的確に行うための措置等を講じているか(犯収法第10条)

## 2. 疑わしい取引の届出

(新規)

- (1) 疑わしい取引の届出を行うため、「クレジットカード事業者における疑わしい取引の参考事例」(平成25年4月1日経済産業省商取引監督課)等を踏まえた判断基準を設けているか。(犯収法第8条)

(2) (略)

(新規)

(新規)

### Ⅲ-5 個別信用購入あっせん業者の検査に当たつての検査項目

Ⅲ-5-1 (略)

Ⅲ-5-2 業務の適切性

Ⅲ-5-2-1 過剰与信防止

Ⅲ-5-2-1-1 与信審査等

1.・2. (略)

3. 個別支払可能見込額調査の実施状況

- (1) 個別支払可能見込額調査を行うための必要事項(申込者の属性、住居・勤務先・

収入・債務・世帯状況に関する項目)を申込書等において調査しているか。なお、申込者から収入の申告を受けることができない場合には、申込者から申告を受けた年齢、勤務先等の情報による収入推計も可能であるが、その場合は、収入の推計方法が公的な統計等客観的な資料に基づいたものとなっているかについても確認する。(割販法第35条の3の3第1項)

(2)～(11) (略)

4.・5. (略)

Ⅲ-5-2-2・3 (略)

Ⅲ-5-2-4 その他

Ⅲ-5-2-4-1 (略)

Ⅲ-5-2-4-2 債権管理

(1)～(4) (略)

(5) 購入者等による支払の義務が履行されない場合(契約が解除された場合及び期限の利益喪失の場合を除く。)の遅延損害金について、割販法第35条の3の18第2項に規定する額に比べ、消費者契約法第9条第2号に定める額が低い場合には、当該額を上限として請求しているか。(本基本方針Ⅱ-2-2-4-2の1.(3))

(6) (略)

(参考) (略)

収入・債務・世帯状況に関する項目)を申込書等において調査しているか。なお、申込者の意向から収入の申告を受けることができない場合には、未記入による収入推計も可能であるが、その場合は、収入の推計方法が公的な統計等客観的な資料に基づいたものとなっているかについても確認する。(割販法第35条の3の3第1項)

(2)～(11) (略)

4.・5. (略)

Ⅲ-5-2-2・3 (略)

Ⅲ-5-2-4 その他

Ⅲ-5-2-4-1 (略)

Ⅲ-5-2-4-2 債権管理

(1)～(4) (略)

(5) 購入者等による支払の義務が履行されない場合(契約が解除された場合及び期限の利益喪失の場合を除く。)において、履行遅滞となっている賦払金の額に利息制限法に定める範囲内の利率を乗じた額と分割支払金合計の残額に法定利率を乗じた額のうち、いずれか低い額を遅延損害金として請求しているか。(本基本方針Ⅱ-2-2-4-2の1.(3))

(6) (略)

(参考) (略)